令和5年度岡山県保険者協議会 デジタルサイネージ広告及び各駅でのポスター掲示による広報事業 における公募型プロポーザル審査について

令和5年度岡山県保険者協議会デジタルサイネージ広告及び各駅でのポスター掲示による広報事業における公募型プロポーザル審査に関しては、次のとおりとする。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1)別途定める『令和5年度岡山県保険者協議会デジタルサイネージ広告及び各駅でのポスター掲示による広報事業における公募型プロポーザル募集要領』 (以下「募集要領」という。)の規定を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要なすべての書類を適正に作成し提出した参加者

2 提案を求めるポイント

別添「令和5年度岡山県保険者協議会デジタルサイネージ広告及び各駅でのポスター掲示による広報事業における公募型プロポーザル審査項目」を参照。

3 業者選定委員会

提案者から提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う業者選定委員会を 開催する。

(1) 開催日時、場所

日時:令和5年6月7日(水) 午後1時30分~

場所:岡山県岡山市北区桑田町17番5号

岡山県国民健康保険団体連合会(岡山県国保会館4階会議室)

(2) 選定委員

選定委員は6人とし、別途定める審査基準に基づき審査を行う。

- (3) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は20分以内とする。
 - ② 各提案者のプレゼンテーション終了後、質疑の時間(15分程度)を設ける。

4 選定の方法

- (1)業者選定委員会では、提案者から提出された書類とプレゼンテーションに対して審査を行う。
- (2) 各選定委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別添「審査基準」に基づき審査 を行い、その結果を評価表に記入する。
- (3)全てのプレゼンテーションが終了した後、各選定委員が採点した点数を集計し、合計 点数が最も高い者を最優秀提案者とする。ただし、最高点の者が複数となった場合は、

選定委員の協議により選定する。

(4)選定後、最優秀提案者と岡山県保険者協議会は、企画提案書の内容をもとにして、業務の具体的履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行う。この交渉が整ったときには、契約の手続きに進むものとする。

〈別 添〉

令和5年度岡山県保険者協議会デジタルサイネージ広告及び各駅で のポスター掲示による広報事業における公募型プロポーザル審査項目

令和5年度岡山県保険者協議会デジタルサイネージ広告及び各駅でのポスター掲示による広報事業における公募型プロポーザルの企画提案にかかる審査基準は次のとおり(選定委員1人につき、満点は100点)とする。

審査項目	審査基準
事業理解度	事業内容や目的を正しく理解したうえでの提案となっているか。
企画	デジタルサイネージ広告及びポスターの掲出先は、PR効果が見込まれるか。
	広告素材 (デザイン) は、分かりやすく、興味引かれる内容となっているか。
	仕様書に基づく業務のほか、独自性があり、創意工夫がされた提案と なっているか。
体制	信頼性の高い実施体制(責任者、人員配置、役割分担)となっているか。また、業務を安定的に遂行するための適切なスケジュールが組まれているか。
	過去に類似業務の実績があり、本業務に関連する専門知識やノウハウ等の蓄積があるか。
費用	見積金額が仕様書提示の範囲内であり、業務内容に見合った適切な金 額となっているか。